

第50回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成26年4月24日（木）

13：30～16：00

場所：アラスカ会館 4階 ダイヤモンド

司会： 本日の資料は、事前に送付させていただいたものが次第、資料1、資料2-1、資料2-2、資料3、資料4、資料5、資料6-1、6-2、6-3、資料7、そして参考資料までです。

また、本日お配りしております資料が出席者名簿、席図、そして、県境不法投棄事案について、県の取組をご紹介しましたカラーパンフレットをご参考までに配付しております。

以上、不足などございませんでしょうか。

よろしければ、少々定刻にお時間がございますが、次第に従いまして委嘱状の交付をいたします。

本日は、知事が所用のため出席できませんので、佐々木副知事より委嘱状を交付いたします。

それでは、お名前を読み上げますので、委員の皆さまはその場でご起立の上、お受け取りください。委嘱状の交付を受けられましたらご着席お願いいたします。

(委嘱状交付)

司会： 以上をもちまして、委嘱状の交付を終了いたします。

なお、榎本善光委員及び野呂拓生委員は本日欠席となっております。

また、藤原委員の代理といたしまして、欠端二戸市市民生活部長が出席されております。

それでは、ただ今から「第50回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催いたします。

開会にあたりまして佐々木副知事よりご挨拶申し上げます。

佐々木副知事： 皆さま、こんにちは。ただ今、ご紹介いただきました県の副知事を務めております佐々木と申します。本日、本県の三村知事は県外に公務出張中でございます。ただ今、代わって委嘱状を交付させていただきましたが、引き続き代わってご挨拶をさせていただきます。

まずもって、本日は公私ともにご多忙の中、本協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、本協議会の委員にご就任をいただきましたことに改めて厚く御礼を申し上げます。

本協議会は、平成 15 年 7 月に発足し、これまで周辺環境への汚染拡散防止対策、不法投棄廃棄物の適正かつ合理的な処理方法等についてご意見をいただいております。とりわけ廃棄物等の撤去につきましては、全量撤去を基本とする原状回復方針のもと、安全かつ着実に作業を進めて参りました結果、昨年 12 月 19 日に全量撤去を完了したところでございます。これもひとえに委員の皆さま、そして地域住民の方々をはじめとする多くの関係者のご理解とご協力の賜物であり、深く感謝申し上げます。

三村知事は、就任が平成 15 年でございますが、就任直後に大きな決断を 2 つほどしたと私は思っております。1 つは聖域のない行財政改革として、県財政の持続可能な財政構造の確立に向けました財政改革プランの策定でございます。これにつきましては、やはり「隗より始めよ」ということで、県職員の給与を削減しつつ、まさに聖域のない本県の身の丈に合ったような制度にすべく、あらゆる分野を見直したわけでございますが、その結果、最近に至りまして、ここ 3 年ほど前から県の借金の総額と申しますか、県債残高も総額として減少に転じると、そういうところまでやっとなってきたという状況でございます。

そして、もう 1 つの決断がこの県境不法投棄事案に関する全量撤去方針の決断でございます。それまで、全体を浄化しながらも一部の岩石とか石とかにつきましても現場に封じ込める、残すという案も取りざたされておりましたわけでございますが、そういった中で知事に就任されまして、やはり事業費も 480 億を超えるような大きな事業費になりますし、また処理も長期間にわたると。一方で、やはり事態の深刻さといったものを踏まえて、知事として最終的に全量撤去を決断したわけでございます。それ以来、本当に地元の皆さまのご理解、ご支援、そしてまたこの作業に携わっていただきました関係の業者の皆さま方のご協力によりまして、ようやく昨年の 12 月 19 日にそういった日を迎えることができたということでございます。

当日、知事も現場の方へ最後のトラックを見送りに参りまして、知事の気持ちも感慨深いものがあつたのではないかと拝察をいたしております。

いずれにしても、廃棄物等の全量撤去完了という大きな節目は通過をいたしましたわけでございますが、県としては、今後とも現場地下水の浄化など、原状回復や環境再生に向けた取組等を着実に進めていくこととしております。

本日の協議会は、委員改選後の初めての開催でありますことから、県境不法投棄事案の概要をご説明いたしますほか、環境モニタリングの計画、そして現場地下水浄化計画、環境再生計画に基づく県の取組等についてご協議をいただくこ

ととしております。

委員の皆さま方には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご助言を賜りますようよろしくお願い申し上げます、まずは開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

司会 : 議事に移ります前に、本日、初めて顔を合わせる方もいらっしゃると思いますので、委員の皆さまには、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、宇藤委員からよろしくお願いいたします。

宇藤委員 : 皆さん、こんにちは。

全量撤去に際しましては、多大なご協力をいただき本当にありがとうございました。

私は、田子町でにんにくとかりんごを作っております。地元の声をいろいろ聴いていただければありがたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

大西委員 : 皆さま、はじめまして。大西晶子と申します。

出席者名簿の方にありますとおり、昨年3月まで弘前学院聖愛高等学校で教諭として勤務しておりましたが、現在は弘前市におきまして、集会所 indriya (インドリア) というカフェを経営しております。

そしてもう1つなんですが、SEEDS NETWORK (シーズネットワーク) という団体を立ち上げまして、昨年より「あなたも私も大切なひとり」ということをキーワードに一人ひとりがよりよく生きられる社会を、暮らしを目指しましょうという活動をしております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

佐々木委員 : 皆さま、はじめまして。NPO法人循環型社会創造ネットワークの佐々木でございます。

当方の団体も平成15年に立ち上がりまして、16年においては田子町様と一緒にしましてフォーラム等をやっております、立ち上げの当初からそういうこともあり、この不法投棄に関しては大変関心がございました。

ただ、当方の事業等もいろいろあって、なかなかその辺についていけなかったこともあって、今後はもっと入り込んでお手伝いしていきたいと思っております。

他の事例でいくと、豊島が負の遺産から芸術によって復興、復活を遂げたように、原状回復だけでなくさらなる発展、逆にプラスになる、もしくはそういう捉え方で原状回復だったり、環境整備というものが行われればいいなと思ってお

りますのでよろしくお願いします。

澤口委員： こんにちは。田子町の澤口博二です。

私は、田子の声 100 人委員会の事務局長をずっとやっております、先般、先ほど副知事もおっしゃいましたように、撤去が一応完了いたしまして一段落はしましたけども、今後は水処理の関係もありますし、また本当の現場の再生というのは何なのか、これをもう少し地元の声を通しまして、新しい形ができたらいなと思っております。よろしくお願いします。

末永委員： 今回、初めてこの協議会の委員として参加させていただくことになりました末永です。現在は、一般財団法人青森地域社会研究所の特別顧問をしております。これまでは、青森大学の学長をやったり、いろんなことをやっております、2 年前から今のところにおります。

今回、たまたまある方から、委員になってくれないかと 2 月の末ぐらいに言われまして、ある意味軽い気持ちで引き受けてしまったんです。と、申しますのは、実は全く個人的なことなんですが、私の妻が二戸の福岡高校出身なんですね。そういうことで、何となくそういう郷愁じみたものも感じまして引き受けたというところがあります。

考えてみると、これからおそらく新しいステップに入るんだろうと思いますが、そういう中でこれからどのような形において、先ほど、佐々木委員が申されたように、要するに原状回復だけではなくて、新しい形の地域としてどのように発展させていくのか、また、情報発信も含めて極めて重要な課題になるのではないかと思っております。

委員の皆さま方、長い間おやりになっている方もいらっしゃると思いますので、皆さん方のご意見も十分に拝聴しながら、私なりにいろいろとご意見を申し上げたいと、そういうふうに思っております。よろしくお願いいたします。

鈴木委員： 八戸工業大学の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、20 代の時からもう十数年、不法投棄現場に関わっております。主に沢の水を汲んだり、地下水を汲んだり、そういった水質調査をして現場の汚染拡散がどういう状況になっているのかいろいろと研究調査をしております。

今回、就任に当たりまして、前任の協議会の委員の皆さんのような温かい気持ち、熱い気持ちでこの協議会に携わりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

欠端委員： 二戸市の欠端です。

今日は、藤原市長が公務のため欠席ということですが、昨年12月に前委員の小保内市長が急逝されまして、1月に藤原新市長が誕生いたしました。今日出席が出来ればよかったんですけども、所用のため欠席ということで私が出席しています。

3月26日に、岩手県側の方も全量撤去が終わっています。35万8千トンということですが、今後とも青森と岩手の水処理関係に関しては、協議・協力しながら進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

眞家委員： 北里大学の眞家と申します。よろしくお願いします。

専門は水環境科学で、主に今は十和田湖から小川原湖にかけての水質の調査と、水質に人為的とか自然的な影響がどのようにして影響しているのかということ調べております。どうぞよろしくお願いします。

山本委員： 田子町長の山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、先ほども何回も出ておりますが、全量撤去が完了いたしました。知事の決断によりまして、平成15年から始まって長い道のりであったと思いますが、これまで尽力いただきました県関係者の皆さま、前任の委員の皆さまには感謝申し上げます。

また、これから水の浄化等々、それから環境再生に向けまして新たな委員の皆さまとともに議論し、また進めていけることを大変ありがたく思っておりますし、期待もしているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会： ありがとうございます。続きまして、県側の職員をご紹介します。

先ほどご挨拶申し上げます佐々木副知事です。

林環境生活部長です。

小笠原環境生活部次長です。

鳥谷部環境保全課長です。

西谷県境再生対策監です。

中野渡環境保全課長代理です。

最後に工藤県境再生対策グループサブマネージャーです。

どうぞ、よろしくお願いいたします。それでは、議事に移らせていただきます。

まず、案件1「会長及び副会長の選任」についてでございます。会長の選任につきましては、お配りしております資料1の協議会設置要領第4第2項の規定により、委員の互選によると規定されております。委員の皆さまからご推薦をお願いいたします。どうぞ。

鈴木委員： 末永洋一委員にお願いしたいと思います。

司会： ただ今、末永委員を推薦する声がありましたが、皆さまいかがでしょうか。

委員： (異議なしの声)

司会： それでは、末永委員には議長席にお移りいただき、これからの議事進行をお願いいたします。

末永会長： ただ今、図らずも大変せん越、おこがましい限りですが、議長ということで推薦を受けました末永でございます。

先ほども挨拶の中で申し上げましたが初めてでございます。幾分にもまだ十分にこの状況というものを知らないところがありますので、委員の皆さん方の英知を結集して、様々なことを考えていきたいと思っています。

先ほど副知事の方からもご挨拶にありましたが、青森県側は昨年12月19日、岩手県側は今年3月26日に全量撤去ということでありまして、今後は新たな第一歩といたしますか、新しいステージに入ったのではないかと思います。

今後、いろんなことは考えていかなければならないと思いますが、このカラーのパンフレットの6ページに環境再生計画というものがある中で、その中には3つの方向性、すなわち自然再生、地域振興、情報発信ということが書かれております。こういったことがこれから特に大きな問題、課題として考えていかなければならないのかなというふうに思っています。

皆さん方とそういうことを十分踏まえながら、この協議会を進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、案件1の副会長の選任というところがございます。この副会長は、設置要領の第4の第3項により、会長が選任するということになっておりますので、甚だ恐縮でございますが、私から指名させていただきたいと思っております。

残念ながら、本日欠席されておりますが、榎本委員にお願いすることにしたと思いますので、よろしくご了承ください。よろしくお願いいたします。

司会： 議事の途中で誠に申し訳ございませんが、佐々木副知事は所用のためここで退席させていただきます。

佐々木副知事： 申し訳ございません。末永会長を始め委員の皆さま方、どうぞよろしくお願いいたします。

(佐々木副知事退席)

末永会長： それでは、この議事次第に従いまして進めさせていただきますが、一応目途は16時までには終了したいと思っておりますので、よろしくご協力いただきたいと思っております。

案件2「県境不法投棄事案の概要」について、事務局からご説明いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

事務局： 概要につきましては、DVDをご視聴いただきますので、少々お待ちください。

(DVD放映：「青森・岩手県境不法投棄事案～環境再生に向けた取り組み～」)

末永会長： どうもありがとうございました。

ただ今、DVDでこれまでの経過、それから今後のいろんな方向性ということでご紹介いただきましたが、何かこれに関しましてご質問等がございましたらお願いいたします。鈴木委員がDVDにちょっと映っていましたが何か感想はありますか。長い間、水質調査をやられたり、あるいは論文も書かれているのをこの間拝見しましたが。

鈴木委員： 9年かけて不法投棄廃棄物を撤去したということで、県境再生対策室の職員さんたちは本当に大変だったんだろうなと思っております。ここまでできたことに本当に感謝申し上げたいと思っております。

末永会長： ありがとうございました。

その他、特にご指名申し上げませんが何か感想はありますか。よろしいですか。

それでは、今、ご覧いただきましたことを念頭に置きながら、今後、いろいろと議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次に移らせていただきます。

議事次第の案件3「農作物・魚類のダイオキシン類調査結果」ですね。これに関しまして、事務局からご説明をいただきたいと思っております。資料は2-1及び2-2ということになります。よろしくお願いたします。

事務局： それでは、まず、農作物のダイオキシン類調査結果についてご報告いたしま

す。

資料 2-1 をご覧ください。

県では、地元田子町からの要望を受け、田子町から推薦された町の主要な農作物である枝豆、水稻、にんにくの安全性を確認し、風評被害を未然に防止するため、平成 15 年度からこれらのダイオキシン類調査を行ってきております。平成 25 年度もこれらの調査を実施いたしました。その結果を真ん中の表に記載しております。

この表には、比較するものとして国が行った全国の調査結果も併せて記載しておりますが、平成 25 年度の調査結果をこれらと比較しても十分に低い値でした。農作物のダイオキシン類調査結果については、以上となります。

引き続きまして、資料 2-2 をご覧ください。

こちらでは、魚類のダイオキシン類調査結果についてご報告いたします。

魚類のダイオキシン類調査については、現場下流の杉倉川、熊原川に生息する魚類のダイオキシン類濃度の状況を把握するため、平成 16 年度より基本的にイワナ、ヤマメ、ウグイの順で調査を実施してきております。

平成 25 年度はヤマメの調査を実施しました。その結果を真ん中の表に記載しております。

こちらも比較するものとして、国が行った全国の調査結果を下に記載しておりますが、これらの調査結果の範囲内でありました。魚類のダイオキシン類調査結果については、以上となります。

なお、農作物及び魚類のダイオキシン類調査については、これまでの調査結果から現場の影響は認められておらず、昨年度、汚染源となる廃棄物等の撤去も完了したことから、この調査で終了したいと考えております。

報告は以上になります。

末永会長： どうもありがとうございました。

ただ今、魚類及び農作物のダイオキシン類の調査結果をご報告いただきました。今ありましたように、まさに風評被害を未然に防止するというところで、そういう決意のもとにきちんとした調査が行われてきたと。それは、目的を達したということですが、何かありますでしょうか。ご承知のように、風評被害というのは、一度たっしてしまえば、なかなかこれは大変でありまして、そういった意味で、県は非常に早くから取り組んだということで大変評価できるものと思えます。

宇藤委員： 魚類のダイオキシン類調査結果で、平成 24 年度に 0.35 で平成 25 年度が 1.7 とかちょっと上がったりしているんですが、これはあまり気にしなくてもよろし

い数値なのかどうか教えてください。

末永会長： 今、魚類の方の表がありますね。このところで今、ご質問がありましたが、あまり気にしなくていいのかと。事務局でそれに対するご回答はございますか。

事務局： まず、平成 24 年度の調査結果が 0.35 ということでありましたが、平成 25 度はヤマメを調査しており、平成 24 年度はイワナを調査しております。上の表にもありますとおり、イワナは元々0.35、そういった低い値となっておりますので、そういった魚種の違いが現れてきているものかと考えております。

ヤマメについては、平成 25 年度は 1.7 ということでしたが、過去には 2.0、2.5 というような値もありますので、魚種で比較した場合はこれまでと同じ濃度であると考えております。

末永会長： 今、そういうご回答をいただきましたが、宇藤委員、今のご回答に対して何かありましたら、どうぞ。よろしいですか。

魚類の違いで若干の違いが出るということでありました。いずれにしる、極めて低いということだと思いますが、よろしいですか。

どうぞその他。

田子町長さん、何かありませんか。田子町では風評被害というのは起こらなかったということですね。

それでは、また後ほど、時間がありましたら全体を通して皆さん方からご意見なりご質問をいただきたいと思っておりますので、先に進めさせていただきます。

それでは、案件 4 でございます。「平成 25 年環境モニタリング調査結果」について、これも事務局からご報告いただきたいと思っております。資料 3 です。

事務局： それでは、平成 25 年に実施しました環境モニタリングの調査結果についてご報告します。資料 3 をご覧ください。

昨年 8 月の協議会において、1 月から 7 月までの結果を中間報告としてお知らせしておりましたが、今回はそれに 8 月から 12 月の分も加えまして、1 年間の調査結果として報告します。

それでは 1 番、水質モニタリングですが、まず調査地点について簡単にご説明したいと思います。4 ページの調査位置を示した図をご覧ください。

別図 1 は不法投棄現場周辺での調査位置図、別図 2 は不法投棄現場内の調査位置図を示しております。

まず、別図 1 の不法投棄現場周辺で実施しているモニタリング地点についてご説明します。左側の薄い赤色で塗られたところが、不法投棄現場のうち青森県

側現場となり、右側の薄いオレンジ色で塗られたところが岩手県側現場になりますが、青森県側のすぐ左側にア-9、10 という地下水のモニタリング地点があります。これらは、遮水壁で囲まれた青森県側現場のすぐ外側にあり、現場の下流に位置する地点になりますが、遮水壁の効果を確認するためにこの地点でモニタリングしております。

現場のすぐ南にア-23 という地下水のモニタリング地点と右上のア-20、21 という表流水のモニタリング地点では、遮水壁のない岩手県側現場からの汚染の拡散を監視するためにモニタリングしております。

現場から左上に少し離れたところにア-17、19 という表流水のモニタリング地点があります。これは、青森県側現場の汚染水を浸出水処理施設で処理した後の放流先になり、処理水の影響を確認するためにモニタリングをしております。

また、現場から右上にかなり離れたところのア-22 という表流水のモニタリング地点があります。これは、馬淵川へ合流する熊原川にあり、青森県側現場、そして岩手県側現場からの水の合流地点であることから、ここでも現場からの影響を確認しております。

この他、現場を取り囲むように調査地点を配置し、現場の影響を監視しております。

続いて別図2の青森県側現場内のモニタリング位置についてご説明します。

こちらは、全て地下水のモニタリングとなっております。右上のア-25 から29、40、41 というモニタリング地点は、岩手県との県境部に位置しており、青森県側現場では上流側になります。

この不法投棄現場一帯は、分水嶺が岩手県側にあるため岩手県側の一部の地下水が青森県側に、つまり、右側から左側へ流れてくる地形となっております、その影響を監視するために設置しております。

ア-42、43 という地点は、青森県側現場の元々の谷地形の谷筋にあたりまして、地下水の主な通り道となる場所となっております。

左のア-8、37 から39 という地点は、現場内で一番標高の低い地点になります。最終的に現場内の汚染水はここに集まることになっております。

以上のような地点で実施しております。

それでは、1ページに戻っていただきまして、調査結果についてご報告します。

現場周辺17か所では、環境基準を超える値は検出されませんでした。現場内の一部の地点においては、鉛、ヒ素、1,4-ジオキサン、ベンゼン及びほう素が環境基準を超える値で検出されました。

現場内で基準を超過した箇所を下の表に記載しております。

ア-8、25-2、26、27、29、37 から39、43の地点で記載の項目で環境基

準を超過しました。

環境基準と比較した場合、鉛は最大で約 10 倍、ヒ素、ベンゼンについては約 5 倍、ほう素は最大で約 2 倍程度で検出されておりますが、1,4-ジオキサンについては、現場内のほぼ全域で検出されており、高いところでは環境基準の 30 倍から 40 倍程度で検出されております。

これら環境基準を超過した項目について、これまでの経年変化のグラフを別添の調査結果の 27～29 ページに示しておりますので、そちらをご覧ください。

27 ページの上には、岩手県との県境部に位置する地点での 1,4-ジオキサンの経年変化グラフ、真ん中には現場中央部に位置するア-43、それと現場の西側に位置する、最下流のところに位置するア-8、37～39 の地点における 1,4-ジオキサンの経年変化グラフになります。

環境基準を超過している地点については、現場内での廃棄物の掘削作業の影響によるものであり、廃棄物の撤去が昨年度完了したことから、今後は低減していくものと考えております。

ただし、ア-29 という地点、一番上のグラフでは水色で示しておりますが、この地点については廃棄物の撤去が平成 23 年度に完了しておりますが、その後もまだ上昇傾向が続いておりますので、今後、原因調査を予定しております。

27 ページの下にはベンゼン、28 ページにはほう素、鉛、ヒ素の環境基準の経年変化グラフを示しております。

現場内の下流に位置するア-8 や 38 など環境基準を超過しておりますが、こちらもその時期に付近で廃棄物の掘削作業をしていたことから、その影響によるものと考えており、廃棄物の撤去が完了したため、今後はこちらも低減していくものと考えております。

29 ページには、塩化ビニルモノマーの経年変化のグラフを示しておりますが、これについても同様と考えております。

続きまして 30 ページをご覧ください。

岩手県側からの汚染水の流入状況を監視するため、県境部の観測井戸では、地下水位と電気伝導度を自動計測器で連続測定しておりまして、その結果になります。

30 ページ下のグラフの電気伝導度の変化についてですが、紫色で示したア-29 においては、先ほど説明した 1,4-ジオキサンと同様に電気伝導率が増加傾向にあります。

続きまして 31 ページのグラフをご覧ください。

こちらは、現場の周辺の 1,4-ジオキサンの推移になりますが、まず 1 番上のグラフは、遠瀬の旧水源であるア-14 という地点がありますが、その地点における 1,4-ジオキサンと電気伝導率のグラフになります。

1,4-ジオキサンは、環境基準以下ではあるのですが、検出されているという状況が続いております。1,4-ジオキサンについては、環境基準の項目に追加された平成 21 年以降の調査になりますが、それ以前からの電気伝導率については、低減傾向にあることから、同様に低減してきているものと考えております。

その下は、岩手県側現場からの下流に位置する地点の 1,4-ジオキサンの経年変化グラフです。熊原川のア-22 では 1,4-ジオキサンは不検出ですが、現場に近いア-21 では、時々検出されているという状況にありますので、岩手県側の現場からの影響を今後も注視していきたいと考えております。

水質モニタリングの結果については以上になります。

続いて、有害大気汚染物質モニタリング、大気汚染物質モニタリング、騒音振動モニタリングについて説明します。

この資料の最初に戻っていただきまして、2 ページ目をご覧ください。

これら 3 つのモニタリングについては、廃棄物の掘削作業や廃棄物を搬出するトラックによる影響を確認するために行っております。

平成 25 年は、1 月、5 月、7 月、10 月にモニタリングをしましたが、全て環境基準を下回っております。なお、昨年 11 月に開催した協議会においてお伝えしておりますが、これら 3 つのモニタリングについては、廃棄物等の撤去が昨年の 12 月に完了したことから、これで終了したいと考えております。

最後に浸出水処理施設のモニタリングについて説明します。引き続き 2 ページをご覧ください。

一番下に浸出水処理施設での処理工程のフロー図を示しておりますが、平成 25 年のモニタリングは二重線で囲まれた浸出水、原水、膜ろ過処理水、放流水で実施しております。

3 ページには、計画処理水質を記載しておりますが、現在はこの計画処理水質を十分下回っているため、高度処理を休止してバイパス運転を実施しております。バイパス運転停止水質についても 3 ページに記載しているとおりになります。

平成 25 年のモニタリング結果ですが、放流水については計画処理水質を十分下回っております。

今説明したモニタリング結果の詳細については、別添調査結果に記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

資料 3 の平成 25 年環境モニタリング調査結果についての報告は以上となります。

末永会長： どうもありがとうございました。

ただ今、平成 25 年環境モニタリング調査結果について 5 つの項目に関しましてそれぞれモニタリングを行ったということでございます。特に、水質モニタリ

ングの方ですね。これに関しましては、いささか詳しくご説明いただきました。と申しますのは、遮水壁内の地下水で環境基準を超えている部分もありますので、その辺をどうしたのかという理由も含めましてご説明いただいたところです。

2、3、4のこれに関しましては、いずれも環境基準を下回っているということで、先ほどありましたように平成25年度でこのモニタリング調査は終了するというものであります。

最後の5番目に関しましては、現在のところ、そこにありますようにあまり問題はないと、そのような形でご報告いただいたと思います。

これに関しましてご質問なりご意見なりをいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木委員： アー29のポイントについて、1つお伺いします。

先ほどの資料の30ページの電気伝導度が平成23年からどんどんと上がっていますね。これと対応して、おそらく他のページにあったと思いますが、1,4-ジオキサンも上がっているということで、これがどういった原因になっているか現時点で何か解釈とかありますでしょうか。

事務局： アー29の地点について、平成23年夏ごろから電気伝導率、1,4-ジオキサン、共に上昇傾向がみられております。ここについては、まずこの頃から県境部に位置するところで廃棄物の掘削を開始しております。そのように掘削作業に伴って雨水等が浸透したりしまして、その結果、上昇がみられているものと考えております。

鈴木委員： そうすると、アー29という近くでは、平成23年から平成25年10月まで、ずっとその地点で掘削工事をやっていたんですか。

事務局： 掘削作業自体は平成23年で終わってはいるんですが、その後の状況をちょっと申し上げますと、場内を通る道路を造ったりしています。多分、そういう影響かとは考えてはおりますが、そのような形で汚染源があまり動かないような状況になっているのかなと考えておまして、ここについては、まだはっきりとは原因は分かっておりませんが、あまり雨水が浸透して薄まるようにはなっていない状況です。

鈴木委員： あと、アー29の下、盛り上がっているのは、アー25-2というのがありますよね。これも上に盛り上がっていますね。これは、おそらく県境の部分、一番北側の井戸ですよね。これは工事じゃないですね。これと、例えば、アー29とア

ー25ー2 というものが関連しているように思えるんですが。

事務局 : アー25ー2 ですね。こちらにつきましては、まさしく岩手県境と、岩手と青森の県境部に遮水工がない部分になりまして、いわゆる岩手県のA地区、標高が高い部分からの汚染地下水の流入がある地点かと考えております。そのために、本県側現場、アー25ー2 のところは、廃棄物が元々ないところですが、1,4-ジオキサンが環境基準を超過して検出されているという状況になっております。

あと、先ほどの地点につきましては、平成23年度に廃棄物の掘削作業を開始したと同時に濃度が高くなっておりますので、その影響と考えておりますが、ただ、高い濃度のまま今も続いておりますので、これにつきましては、先ほど申しましたとおり、地下水の動きがないためとも考えられますが、岩手県側の影響も完全に無視はできないところですので、今後、ここについては調査をする予定でおります。

鈴木委員 : それで、いろいろこのデータの解釈をよりよく理解するために、例えば、アー29 のポイントの近くにどういう工事が行われているかというのをこのグラフ上で重ね合わせると、もうちょっと理解しやすい。グラフを作るのは大変だと思っておりますが、そういったことをこれからお願いいたします。

末永会長 : そういうご要望です。我々も何かその辺がビジュアルに分かった方が判断する時に大変助かると思うので、事務局で検討していただけますか。

事務局 : はい、分かりました。

末永会長 : よろしく申し上げます。その他、どうぞ。

宇藤委員 : 鈴木委員に関連してですが、これは、自然に時を待って推移を見ていくということですか。それとも、何か方策とかそういうものをするんですか。岩手県側の方に今、遮水壁を打ったりなんかしてるんですけど、ああいうのを打った後の効果とかが出てくると見込んでいらっしゃるのかどうか。その辺、いかがなものですか。

事務局 : 先ほど申しましたとおり、アー25ー2、現場の一番北側の県境部になりますが、こちらの方、現在、岩手県庁さんで5月末を目標にして遮水工工事をしていっている最中です。これが終わりますと、汚染地下水の流入というのがほぼ止まるものと考えております。

あと、岩手県庁さんでは、遮水工をすると同時に壁の内側で岩手県側現場に揚水井戸を設置して汚染地下水を汲み上げて浄化をするという作業を行いますので、それに伴ってア-25-2の濃度もどんどん下がっていくと考えております。

末永会長： どうぞ、いいですか。ご理解いただけましたか。よろしいですか、今の回答で。

事務局： すいません、ちょっと補足いたしますと、おそらく青森県側現場の濃度が今後どうなるのかというお話だったと思いますが、後ほど説明する地下水浄化計画というものがございまして、その中で、今現在ある高濃度の部分をどう低減していくかということは、専門家の意見をお聴きしながら、地下水へ洗い流すということを基本にして、今後検討して参りたいということでございます。

末永会長： 分かりました。案件6で地下水浄化計画の説明をされますので、またその時に何かありましたらご質問等をください。

その他、ありませんでしょうか。

先ほど、鈴木委員の方からありましたように、大変かもしれませんが、出来る範囲内で我々にもお見せいただければ、更に納得が進むと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、特になければ案件5に移らせていただきます。「平成26年度環境モニタリング計画(案)」ですね。今年度の案ということで事務局からお願いします。

事務局： それでは、資料4「平成26年度環境モニタリング計画(案)」についてご説明します。

6ページと7ページに調査地点と調査項目について、表にまとめておりますので、適宜、こちらと併せながらご覧いただければと思います。

(2)平成26年度水質モニタリング計画の概要について説明します。

これまでの調査結果の濃度の推移や昨年、廃棄物等の撤去が完了したことから、いろいろと見直しを実施しております。

まず、①周辺地下水、周辺河川、湧水等の調査地点の項目の見直しについて、その考え方をご説明します。

(1)として、現場の直下のア-9やア-10のことですけれども、こちらや岩手県からの影響を確認する地点、ア-21、23については、汚染主要項目とするpH、電気伝導率、塩化物イオン及び健康項目のほう素の調査については重要な地点でありますので、これまでどおり年12回実施します。

また、揮発性有機化合物、以下VOCとしますが、これは周辺ではこれまで不検出、または環境基準以下が続いていること及び汚染源となる廃棄物等の撤去が完了したことから、年6回実施していたものは4回と見直して実施したいと考えております。

(2) ですが、(1) で説明した地点の下流側に位置する地点のうち、アー11、13、19、22、24 の地点の汚染指標項目の調査は、上流側で年12回の調査を実施していることから年6回実施していたものは4回と見直したいと考えております。

また、アー6、14、17、31の汚染指標項目については、これまでの調査結果から電気伝導率及び塩化物イオンが高い地点でありますので、引き続き推移をみるため、これまでどおりの年6回の調査を実施したいと考えております。

なお、これらの地点のVOCの調査については、これまでの調査でVOCの一部項目が検出されたことがある地点では、これまでどおり年4回、不検出の場合は確認のため年4回から6回実施していたものは1回と見直したいと考えております。

また、岩手県側の沢筋、アー20の地点については、VOC調査については、これまで不検出ではありますが、岩手県からの影響を確認するため年6回のを4回として実施したいと考えております。

(3) のセレン及びふっ素の測定項目については、これまで不検出または環境基準以下であり、汚染源となる廃棄物等の撤去も完了したことから、今後も環境基準値超過のおそれがないと認められるため、モニタリング項目からは除外したいと考えております。

ダイオキシン類についても、(3)と同様に廃止、モニタリング項目から除外したいと考えておりますが、河川水では降雨により測定値の変動が地下水に比べて大きいため、念のため年1回は実施したいと考えております。

(5) の鉛、ヒ素についても同様、こちらもこれまで環境基準値以下ではありますが、これまでの検出状況から今後も環境基準超過の恐れはないと認められますので、年4回から6回実施していたものを1回と見直して実施したいと考えております。

その他、全調査地点の生活環境項目、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定項目については、これまでの検出状況が基準値以下であり、今後も基準超過のおそれがないと認められるため、必要に応じて回数を見直したいと考えております。

2ページから4ページには、今、ご説明した地点の各項目がどのように変化するかを載せた表になっておりますので、後ほどご覧ください。

4ページの中ほどをご覧ください。

こちらには、廃止する地点を載せております。アー12、18、32が廃止したい

と考えている地点になります。

まず、アー12については、アー20及びアー21の下流に位置するもので、これらの観測により代替可能なため廃止したいと考えております。

また、アー18はバックグラウンドとしての調査地点であり、これまでも不検出の状態が続いていること及び過去10年間の調査により知見が蓄積されているため廃止したいと考えております。

最後にアー32、こちらは新水道水源になりますが、この場所は既往調査により、現場由来の表流水又は地下水の流域に含まれないことが判明しており、また、これまでのモニタリングの結果からもこのことが確認されているため、この地点についても廃止を考えております。

以上が現場の周辺のモニタリング地点の見直しの箇所になります。

続いて②、遮水壁内地下水のモニタリング計画についてご説明いたします。

まず、現場の県境、岩手県との県境沿いにあるアー25から29と40、41の地点についてですが、こちらは岩手県側現場からの影響を観測するため、測定頻度を変更はしません。ただし、アー26という地点においては、昨年度1,4-ジオキサンが新たに環境基準値を超過したことから、pH、1,4-ジオキサン、塩化物イオン、これらは年4回の実施でしたが、年6回実施して強化したいと考えております。

現場中央谷筋のアー42、43という地点ですが、こちらは汚染地下水の流れが集中する地点であり、地下水の状況把握のため地下水位、及び電気伝導率の測定については、これまで年4回から6回実施しておりましたが、現在、県境沿いの6地点と同様に常時観測へと強化したいと考えております。

その他の項目の測定頻度については変更はありません。

最後に現場最下流部のアー8と37から39についてですが、こちらで実施していたカドミウム、全シアン、総水銀、PCB、セレン、フッ素、ダイオキシン類については、過去3年間に遮水壁内で環境基準値超過のない項目であり、汚染源となる廃棄物等の撤去が完了したことから、アー8については、廃止しまして、アー37から39の揚水井戸になるのですが、こちら3つの井戸でこれまでどおり年1回調査で把握していきたいと考えています。

その他ですが、今後、現場内地下水の浄化対策で揚水を開始したりしますが、それによって水質の状況が変わることが考えられますので、適宜追加調査を行うことも検討しております。

水質モニタリングについては以上になります。

2番の大気質等とその他のモニタリングについては、資料3でもご説明いたしましたが、汚染源となる廃棄物等の撤去が完了したことから、平成25年度で終了したいと考えております。

以上になります。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、平成26年度の環境モニタリング計画（案）ということでお示しいただきました。

大きく2つに分かれていまして、水質モニタリング調査結果、それも1つは周辺地下水等々、それともう1つは先ほどから問題になっておりますが、いわゆる遮水壁内の地下水ですね。こちらの方のモニタリングをどうするかということで、これまでのモニタリング調査結果等々を踏まえて大きく見直しを図っていくと。強化すべきところは強化していく、そうじゃなくて安定的にみられるところは回数等々も減らすとか、そういう方向で打ち出されております。

それからもう1つは、大気質等のモニタリングについては、昨年度をもって終了ということにしたいというのが事務局の案でございます。

これに関しまして、どうぞ、ご質問等いただきたいと思っております。

鈴木委員： 調査回数について、確認のため1回という項目があると思うんですが、例えば、その1回でその年を代表する数値になりますよね。そうすると、どのタイミングで採水調査すればいいのかという何かお考えはありますか。これ、難しいと思うんですけども。

事務局： 1回としているものについては、7ページの表の欄外に小さく書いてあるんですが、こちらについては8月に実施したいと考えております。8月は渇水の時期になりますので、おそらく水質が一番悪くなる頃かと考えておりますが、その時期で調査をしまして、それでも安全であるかとか、そういうことで判断したいと考えております。

鈴木委員： 水質的に厳しい時期を選んで調査をすると。そういう考えですか。

事務局： はい。

鈴木委員： 了解しました。

末永会長： よろしいですか。鈴木委員はその辺が専門だから。いいですか。あなたが認めたら大体いいと思いますよ。どうぞ、眞家委員。

眞家委員： 今の話なんですけど、今まで観測した中で最も8月が悪いからということなん

ですよね。今までのモニタリングの結果より、その8月が最も水質が悪くなっている、年の中で一番そこが悪いということなんですよ、きっと。だからそこを選んでということなんですよ。

事務局 : はい。

末永会長 : そうですね。要するに経験則的なものと、それから現実的、一般論的にも渇水時期というのは、水質悪化がするだろうということ、両方から8月頃を選ぶということですね。眞家委員、よろしいですか。

眞家委員 : はい。

末永会長 : これは案でございますので、要するに皆さん方にご承認いただかなければいけませんけども。鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 : このモニタリングのところで、回数は分かったんですけども、例えば、調査をした時に、他のモニタリング指標の中でストンと値が落ちる場合がグラフの中でもあったんですよ。その値が本当に妥当かどうか、追加調査というのは可能なんですか。

末永会長 : 資料3ですね。

鈴木委員 : 資料3の27ページの真ん中の1,4-ジオキサンというグラフがあります。一番上の四角いのがア-38か39かな。平成24年の4月頃、5月頃のデータだと思いますが、ストンと落ちていますよね。要はこれが本当に妥当な値なのかどうかというのが疑問なんですよ。もしかしたら追加して調査した方がいいかもしれないんですよ、こういう場合は、追加調査などしていただけるんですか。今までの傾向と違うデータが出た場合、追加調査は可能なんですか。

事務局 : 今までは、廃棄物の掘削作業をしていました関係で、井戸の上部等の廃棄物を掘削すると必ず変動するという傾向が見えております。その関係で平成24年の5月でしたか、この時期、逆にごみの作業が無くなって下がってきているという状況だと思います。その後は、平成24年6月以降ですね、また、掘削作業が始まりましていろいろ動いていますので、その中で変動しているという状況です。これからは、こういう形の変動ではなくて、元々ごみがない状態での地下水主体の動きになりますので、大きく変動することはないかと思いますが、状況が

ちょっと変だなとなれば追加でいろいろやって考えていきたいと思っています。

鈴木委員： その時はよろしく願いいたします。

末永会長： ありがとうございます。

今、事務局の方からご回答いただきました。もし、突然変わったりしたら、理由があまり説得的じゃない場合は追加調査等もやぶさかではないと、やるということでご理解いただけたと思いますので。

それでは、この計画（案）でございますが、基本的に皆さん方、鈴木委員、あるいは眞家委員からご質問がございましたが、その辺のご意見を踏まえて、特に最後にありましたが、要するに本当に大きな変動がある場合は、それを追加調査等々で明確にすると事務局の方でお考えになってのこの計画（案）ということです。（案）をとって結構だと思いますので、進めていただきたいと思いますので、よろしく願いたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

次は、案件6「現場地下水浄化計画」について、ご説明いただきたいと思います。よろしく願います。

事務局： 県境再生対策グループの対馬です。

それでは、現場地下水浄化計画につきましてご報告いたします。資料5をご覧ください。

1枚目に今年の3月12日に策定しました現場地下水浄化計画を載せております。この計画につきましては、昨年11月の協議会、第49回協議会の際に案をお示しいたしまして、その際に委員の先生方から出されておりましたご意見、ご要望等を踏まえて修正したものでございます。前回と変わった部分については、アンダーラインを引いておりますので、後でその部分を見ながら説明したいと思います。

まず、1枚目の浄化計画の目標の設定でございます。廃棄物及び汚染土壌の撤去完了後も現場に残る汚染地下水は、現場に浸透した雨水が自然流下して、徐々に汚染のない地下水に置き換わる自然浄化を基本としながら、積極的に揚水をして浸出水処理施設において処理することで効率的な浄化を行うことにしています。

地下水の浄化検討における対象物質は、先ほどモニタリングの実績の関係で説明したとおり、環境基準値と比べて超過の度合いの最も大きい1,4-ジオキサンといたしまして、現場の地下水の1,4-ジオキサンについて揚水井戸を設置して、浄化開始後7年間で環境基準以下にすることとしております。

現場の地下水と地質の状況につきましては、次ページ、図-1、それからその次のページの図-2をもとに説明いたします。次ページをご覧ください。

これは、現場の中で上位にあたる第一帯水層の分布を示したものでございます。第一帯水層はこの図で黄色に塗っている部分でございます。この部分は、火山灰や軽石が入った比較的透水性の良い土質でございます、地下水を含んでいる状態になっております。

現場は、東側から西側にかけて傾斜した構造になっておりまして、概ね矢印の方向に従って地下水が流れております。

第一帯水層のない部分、黄色に塗っていない尾根線の部分にあたりますが、廃棄物の撤去等に伴いまして第一帯水層がなくなっております。南側の部分は、牧場に近い部分ですけど、この部分も同様になくなっているということで、現場の北側の遮水壁沿い、それから真ん中の中央の谷筋に沿って第一帯水層が残っています。

この第一帯水層は比較的汚染濃度が高いものが検出されておりまして、図面でオレンジとか、それから黒丸に赤く示した部分、この部分は結構1,4-ジオキサンが高いということが分かっております。この1,4-ジオキサンの高い地下水を低い方に集めて、中央の谷筋、水色のラインのところ暗渠が入っておりますが、この暗渠沿いに集水していきます。

北側の方は井戸を配置しまして、そちらから揚水して綺麗にしていくということにしております。

それから、第一帯水層の下にもう1つ帯水層を確認しておりまして、それが第二帯水層になります。これは3ページをご覧ください。

3ページで示しておりますが、等高線みたいな形で数字が入っているもの。これは、地下水の水面の標高でございます。先ほど示した県境部の一番北側の部分が地下水面が高く標高450m、それから一番西側が420m以下ということで、北東側から南西側に地下水が流れていく構造になっております。

この部分、実は地下水の濃度にいろいろ違いがございまして、黄色くなっている部分が地下水の濃度です。汚染濃度が高いということで、真ん中の部分に地下水の汚染濃度が高いものがございまして。それから、県境の一番上流側、先ほど示したア-29の部分若干濃度が高いということで、スポット的に高いものがございまして、おおむね下流側の方が濃度が高いという傾向が示されています。その濃度が高い部分、図面で示してみますと、ピンクの破線で囲っている部分、この部分がおおむね汚染濃度が高い部分でございますので、この部分に集中的に井戸を配置しまして、揚水するということで地下水の浄化を図っていく計画としております。

1ページに戻っていただきます。

このような地下水の状況でございますので、先ほど申しましたとおり、井戸の配置をいたしまして、積極的に揚水をするということで、それぞれ揚水量等(1)井戸の設置、その中に揚水量の目標等を書いてありますが、日量150トン程度揚水して浄化を図っていきましょうということにしております。

それから、設置工事にあたりまして②ですね。(1)の②の部分。井戸の設置工事は今年やることにしております。井戸の設置する際には、1本ごとに揚水量を確認しながら設置位置を検討して、再度適切な配置にしていきたいと考えております。

それから(2)番、地下水の涵養でございます。これ以降は、前回宇藤委員と榎本委員、石井委員などにいろいろご意見をいただきました部分を反映して修正しております。

①でございます。土堰堤の築造等による雨水貯留、廃棄物等の撤去後のつば穴地形を利用した浸透枡設置、それから現場の井戸への注水。井戸への注水も含めて検討しまして、汚染されていない水による現場地下水の涵養を図ることとしております。要は水を抜くだけだと水が無くなってしまいますので、どんどん地下水を涵養していこうと。浸透枡だけではなくて井戸にも入れていこうということで、井戸の注水も検討しますという内容にしております。

それから②番です。植樹のための耕起や地形整形により、地山の保水力を高め、地下水面上部の不飽和帯からの洗い出しを促進するということです。要は、土の中の1,4-ジオキサンの洗い出し、洗濯をするという状況でございます。

それから3番、地下水位及び電気伝導率の変化を継続観察、一部常時測定し、効率的に地下水汚染水の洗い出しを行うため、必要に応じて揚水量の調整を行うことと。先ほど、モニタリング計画の中でも説明いたしましたが、現場の中央ラインに電気伝導率、地下水位の常時測定をする装置をくっつけまして、より密に現場を把握していきましょうということにいたしました。

それから、(3)番、浄化の評価になります。

①になります。地下水の1,4-ジオキサン濃度の変化を経時観察し、今後の観測により低下傾向が確認されない場合は、新たな揚水井戸を設置する等の対策を必要に応じて検討することといたします。

②番になります。新設揚水井戸の稼働開始、今年度でございますが、今年度以降、2年間の地下水データに基づきまして、平成28年度に専門家による浄化効果の中間評価を行い、必要に応じて浄化方法を見直すということにしております。評価結果等につきましては、協議会に報告するということしております。以上で浄化計画の説明を終わります。

なお、4ページにつきましては、変更部分でございますので、説明の方は省略させていただきます。

以上です。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、ご説明いただいた件に関しまして、どうぞご質問、ご意見をいただきたいと思います。

先ほど、宇藤委員の方からちょっとありましたけども、それも兼ねてまたございますか。

眞家委員： 浄化の評価の件なんですけど、2年ごと、2年間の地下水データに基づき見直すということになっているんですけど、2年間待たないで何かあったら随時検証して、変更された方が良く思うんですけどいかがでしょうか。

事務局： そうですね。現在でも地下水の水質、廃棄物等の撤去後は若干動いている傾向も見えておりますので、随時相談しながら対応したいと思いますので、眞家先生含めて、よろしくお願ひしたいと思います。

眞家委員： もう1つなんですけど、今、この図を見ていて、観測井戸が下流にありますよね。その上に取水井戸が赤い丸があるんですけど、これ赤いところでどンドン、どンドン水を揚げていったら、もしかしたら青い方に、緑の方に観測井戸の方に水が流れていかないような可能性があるんじゃないかと思ひますので、何か観測、赤い丸のところの下流で水質を評価するということも必要になるかもしれません。

末永会長： どうですか。そういう可能性もあるということですよ。鈴木委員も同じようなことを考えていた？的確な方法を何かアドバイスをいただければ。質問でも結構です。

鈴木委員： この現場の地下水の浄化計画というのは、いつから、いつまでの事業なんですか。最初にそういう説明をしてもらった方がよいかと。ずっと永遠に続くのか、いつまでにやるという目標があるのか。私たち、初めての委員なので、継続委員じゃないのでちょっと分からないところがあるんですけど。

事務局： 今の現場の廃棄物の撤去及び浄化関係について、対象になっています特別措置法がございまして、これが平成25年度から10年間で期限になっております。少なくとも、期限の2年前までには環境基準をクリアし、安心して終わりたいと考えております。

従いまして、ある程度浄化を開始してから早めに評価をした方がいいだろうということで浄化開始後2年で中間評価を行って、駄目な場合はいろいろ効果的な方法とか、さらに修正して対応していきたいと考えております。

鈴木委員： ありがとうございます。

眞家先生もおっしゃっていたんですが、2年と言わず、その前に入れていろいろデータを出していただきたい。おそらくこの地下水浄化というのは、本当に手探りで進めていかなければいけないことが多いと思うんです。ですから、これから揚水井戸を掘った後に水質測定すると思うんですが、これからいろいろ改善の余地が沢山あると思いますので、どんどんデータを出していただき、公開もしていった方がいいと思います。

末永会長： 一応10年ぐらいですが、その2年ぐらい前には基本的に終わりたいということで、そこまでには完成させたいということです。その間にあって、もしここにいる委員とか、あるいは他の方で検証すべきだということがあったら、事務局は、いろいろデータ等々この協議会でもいいですし、あるいは専門家にどんどんお示しいただいて、そういう中でまた更に良い方法といたしますか、考えていかれたらと思いますので、そのような形で進めていただきたいと思いますが、よろしいですか、その辺は。

そういうことで、基本的にはこれで進めていただき、ただ、その時々には何かありましたら専門家に聞くなり、あるいはそのデータ等々も示していただくということですね。それでよろしいかと思いますが、よろしいですか、鈴木委員。

鈴木委員： 会議の進め方なんですが、この資料を見て分かるのは、本当に現場のことを知っている人だけだと思います。初めて参加された方は、この資料を見てもチンプンカンプンですね。そういう意味で次回からでいいんですが、何か専門家じゃなくても分かるような説明の仕方ですね。要は中学生、高校生に説明するような仕方でいいと思うんですが。そういうことを次回いただくと。この資料、そのままスクリーンに出すのもいいと思うんですね。パワーポイントを作る必要はないと思うんですが、何かそういう伝え方というものを改善した方がいいかもしれません。

末永会長： その辺もちょっと、私も若干感じていたので。

鈴木委員： この資料だけじゃなくて、他の資料もそうなんですが。

末永会長： どう流れるのか。それともう1つ言えば、あまりにも字が小さくてね、年寄にはかなわないんだ。

事務局： 昔よく作ったようなイメージ図みたいなものがあるといいのかもしれないですね。

末永会長： 大体、大まかに分かるようなところで。あとは、本当に細かいことは専門家の方もいらっしゃるので、そこでまた議論をすればいいと思うので、おおよそ分かるような、特にこれから、後でまた問題になってきますが、これまでの経緯や何かを、要するに情報発信するような時にも、そういったことを今から訓練しておけばいいと思いますので、その辺ちょっと工夫していただきたいと。よろしくお願いします。

事務局： 了解しました。

宇藤委員： 地下水って、何か切れなく湧いているような気がするんですけど。それを一生懸命汲んで汲んでという感じに受けましたが、そういう感じでよろしいですか。

事務局： 切りなく湧くというのは、上流側に涵養域があれば切りなく湧きます。乾燥地域なんかですと、地下水は当然有限になります。日本は雨が降るので地下水がどんどん涵養されて次から次へと出てくる。県境不法投棄現場は、地形的に頂上部分になりますので、切りなく湧いてくるというのは基本的にないので、地下水を積極的に涵養しながら、下で見合う分を引いていって、徐々に砂の中の水を置き換えていくと、そういうイメージで考えていただければと思います。

宇藤委員： 汲んで、さらにそれを入れると。

事務局： 必要な分は上から入れることになります。

補足しますが、岩手県との県境には、矢板を打っていただいておりますので、本来であれば、その矢板がなければ岩手県側から地下水がどんどん流れてくるんですね。それは、岩手県さんが鋼矢板を打って、それを止めますので基本的には供給が無くなる。むしろ、水は足りなくなるのではないかということで、積極的に水を入れるという作業を想定しております。

鈴木委員： その水はどこからやってくるのですか。

事務局 : 基本的には現場内の雨水を集水するという考えです。

鈴木委員 : 現場の中での雨水を溜めて、それを染み込ませるという考え方なですね。

事務局 : そうなります。

眞家委員 : 溜めなければ、表流水で流れていってしまうので溜めるということですね。

事務局 : 表流水の一部は浸透しますが、殆どが流れ出してしまいますので、それが流出さないように貯留をして、それを有効活用したいということでございます。

鈴木委員 : 水の出入りなんですけど、計算はもうできているんですか。どれくらい水が土の中に入って、どれくらい出すのかと。

事務局 : この計画を作る前の段階で、現場への地下の浸透量、年間降雨量を基に計算しております。それでやると概ね 150 前後ぐらいは入るだろうという想定になっております。ただし、それだけでは足りない可能性もございますので、地下に浸透しやすい工夫をするということで、浸透枘をつけたり、溜める施設を作るということで、一時的に降るような水を逃がさない、溜めておくという対策をとることにしております。

鈴木委員 : 150 というのは単位は何ですか。

事務局 : 1 日当たり 130 から 150 立方メートルの涵養があるということです。

鈴木委員 : 1 日当たり 150 立方メートルぐらいの水が染み込むと。年の平均ですね。

事務局 : 年の平均です。要は雨が降る時はあるし、降らない時はカラカラになるので、その分を逃がさないように溜めるということです。

鈴木委員 : だから平均すると 150 立方メートルくらいかもしれませんが、実際にはかなり季節毎に変動がある。

事務局 : 変動をひっくるめて平均 130 から 150 立方メートルということになります。

鈴木委員 : 全く雨が降らない時は、水は地下に浸透しないから地下水の流れが滞るのか

もしれない。定常時に水を流す工夫というのを何かしなければならぬ。その辺何かアイデアを出さないといけないかもしれない。

事務局： そのために池を造ったりして溜めておくということです。

鈴木委員： 貯水するんですね。

末永会長： いいですか。なかなか、さっき手探りのうんぬんかんぬんと言ったけど、なかなかこういうのは私も聞いたことがないので、そういう中で本当に地下水を浄化するというわけですから。今、事務局の方から回答がありましたが、その辺でしっかりやっていっていただきたいと思うと同時に繰り返しになりますが、鈴木委員、あるいは眞家委員からあったように、その時々でいろいろ新しい知見も入れながら、さらに分かったことは、これは広報するというだけでやっていただければと思います。鈴木委員、眞家委員もどんどん出してください。私に言われてもあまり分からないところがありますから、専門家じゃない社会科学が一応専門なので。その辺、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。事務局は、専門家の知見も十分お聞きしながら、よりよい方法があれば、また事後承認でも結構ですので、どんどんやっていっていただければと思います。よろしくお願ひします。

そういうことで、この件に関しましては終わりということにいたします。

引き続きまして、案件7「環境再生計画に基づく県の取組」について、お願ひいたします。

事務局： 環境保全課の西川と申します。座って説明させていただきます。

それでは、資料6-1、環境再生計画に基づく県の取組についてです。

まず、内容に入る前に環境再生計画の概要を簡単にご説明します。

参考資料で添付させていただいたものが環境再生計画になります。環境再生計画は、不法投棄現場の原状回復事業終了後の跡地の取扱方策等を定めたものであり、県民意向調査、田子町からの意見集約、県民ワークショップ、全国提案募集などを実施し、環境再生の方向性を整理・とりまとめ、その後、本協議会からの提言を踏まえ、平成22年3月に策定いたしました。

計画の主な内容としましては、自然再生として植樹により森林整備を図ること、地域振興として跡地の有効活用について検討していくこと、情報発信として本事案に関する資料等を継続的に情報発信していくこと、これら自然再生、地域振興、情報発信の3つの柱となっているものでございます。

自然再生、地域振興、情報発信では、それぞれにおいて県として取り組むべきことを掲げております。

以上が環境再生計画の概要になります。

それでは、資料6-1に戻って説明いたします。

1番の県としての取組の実施についてですが、まず(1)の自然再生についてです。森林整備計画に基づいて県民植樹祭、企業の森づくり活動により現場跡地の森林整備を図っていきます。

この森林整備計画については、後ほど、資料6-2で詳しくご説明いたします。

(2)の地域振興についてです。全国公募提案者への事業化への働きかけ、民間企業団体等への情報発信など、県以外の実施主体における跡地活用について長期的な視野に立って検討していきます。

(3)の情報発信についてです。本年度中のウェブアーカイブの公開に向け準備を進めていきます。浸出水処理施設において引き続き資料展示を行うほか、浸出水処理施設稼働終了後の展示について検討していきます。

また、現場跡地に事案継承案内板等を設置することとし、設置場所や内容等を検討していきます。

これらのスケジュールを図示したものが表にあるとおりとなっています。

ただ今ご説明しました自然再生、地域振興、情報発信については、本日は自然再生の部分のみをご説明し、地域振興と情報発信については、次回以降の協議会でご説明する予定としておりますのでご了承ください。

それでは、資料6-2をご覧ください。

この森林整備計画は、前回、昨年度の49回協議会になりますが、こちらに案をお示しし、平成25年12月に策定したものでございます。

1番の趣旨については、環境再生計画に基づいて平成26年度から植樹による森林整備に着手し、不法投棄によって失われた恵み豊かな自然環境の再生を図ることとしているものです。

2番目の植栽地についてです。植栽面積は53,900㎡、1ページめくっていただきますと、別図1というのがあります。こちらをご覧くださいと、緑色で着色されている部分が森林整備エリアになります。

ページを戻っていただきまして、3番の森林整備の取組についてです。植樹による森林整備を図ることとし、地元、一般県民等による植樹祭の開催や企業の森づくり活動を誘致していきます。

植栽地の管理については、下刈り等により苗木及び植栽地の適切な維持管理を行っていきます。

4番の苗木についてです。植樹に使用する苗木は、田子町内の山林から採取、栽培された広葉樹のポット苗木35,000本となっております。苗木の内訳は表のとおりとなっております。

次のページをご覧ください。

5番の植栽基盤についてです。現場跡地については、廃棄物等の掘削により基盤層が露出した状態にあるので、苗木の生育に適した植栽基盤を整備するため、50 cm程度の客土を施します。斜面の勾配については、高木類、低木類が植栽可能な勾配とします。

先ほどの別図1をめぐっていただきますと別図2というものがありますので、こちらをご覧ください。掘削によって地盤線が荒れていますので、客土を施して、この赤線のとおり現場跡地を仕上げていくということになります。

元のページに戻っていただきます。6番の跡地整備工についてです。現場跡地内の雨水を排水するため、谷地形の底部に人工沢を整備するとともに、周囲の自然地形と調和させるための自然護岸と水流を調整するための池を整備します。

また、揚水井戸の管理、森林整備作業を円滑に行うため、廃棄物等の撤去作業で使用した場内道路を作業用通路として活用します。

7番の植栽手法についてです。自然回帰緑化の一手法である「自然配植技術」を基本に植栽していきます。この自然配植技術は、植栽位置、密度、樹種等の設計に基づき植栽地周辺から採取、栽培された高木類及び低木類のさまざまな樹種から構成される地域性苗木を植栽することで自然林を再生させる手法です。

自然配植技術については、最後のページに添付しておりますので、後ほどご覧ください。

8番の年度別計画についてです。植樹自体は平成26年度と平成27年度の2か年とし、平成28年度以降は管理等を行っていくということになっております。

以上が森林整備計画の内容でございます。

続きまして、資料6-3をご覧ください。

1番の森林整備の実施主体についてです。平成26年3月3日に八戸市森林組合から現場跡地の森林整備エリアを借用し、自ら主体的に自然配植技術を用いて広葉樹林を整備したい旨の申出がございました。同組合の申出内容は、森林整備計画の内容を踏まえたものであり、また適切な森林整備及び管理が期待できることから、県は地下水の浄化が完了するまでの間、同組合に現場跡地の森林整備エリアを貸し付ける方針としております。

本協議会の終了後に同組合と土地の使用貸借契約を締結したいと考えております。

次に2番の県民植樹祭の開催についてです。今年の6月22日に2,500本の苗木を植樹する県民植樹祭を開催することとしておりまして、現在、植樹ボランティアを県、それから田子町さんの方において新聞、ホームページ等で募集しているところでございます。

次に3番目の企業の森づくり活動の誘致についてです。森づくりの種類は2

種類ありまして、1つが企業の社員やその家族に実際に植樹してもらう参加型、もう1つが全ての森づくりを森林組合に委託する支援型となっております。現在、県では、原状回復事業に携わった企業を中心に森づくり活動へのご協力をお願いしているところでございます。

次のページをご覧ください。

先ほどの資料6-2の森林整備計画でご覧いただいた年度別整備エリアの図とは、作業用通路、植樹祭や企業の森づくりの植樹区画の配置の都合によって、若干変更しております。

まず、平成26年度の整備エリアですが、緑色の線で囲んでいる部分、図でいくと上と下の部分です。整備時期はそれぞれ春、秋の2回に分けております。

それから27年度がその間に挟まれているオレンジ色の線で囲んでいる部分、こちらも同じように春と秋と2回ということです。

次に植樹の区画ですが、黄色で着色しているのが植樹祭で整備する区画です。2か所ありますが、上の方が6月22日の県民植樹祭の区画。下の方、池のすぐ上になりますが、こちらは来年度を予定しております。

次にピンク色で着色しているのが企業の森づくりの参加型の区画、緑色が支援型の区画でございます。企業の森づくりも今年度と来年度の2か年で植樹したいと考えております。参加型の方は、企業の方が実際に植樹しますので、1年目、2年目で区画があまり離れないようにということで、隣り合った区画を確保しております。

図では6区画に分けているように見えますが、1企業が2か年で2区画使いますので、実際は3区画ということになっております。

支援型の方は、森林組合が参加企業数の状況を踏まえて適宜場所を確保して植林するということになっていくと思います。

資料については以上です。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、環境再生計画に基づく県の取組ということで、資料6-1にありますように、原状回復の中の地下水浄化、これに関しましては、前に議論したところですが、従いまして、その他の自然再生、地域振興、情報発信ということになりますが、今回は特に自然再生ですね。地域振興と情報発信に関しましては、次回以降、また議論するということです。自然再生ですが、森林の整備事業に関しまして、その計画及び平成26年度の実施計画に関しまして、今、ご説明いただいたところでありませう。

委員の皆さん方、何かありましたらご質問等をいただきたいと思います。

眞家委員： この森林整備のことなんですが、これは丸っきり遊歩道の設置とかはないんですよね。メンテナンスのための道路みたいなものはあるんですが、遊歩道の設置というのは全然なくて、ただ森林に戻すだけというような感じがするんですが、例えば、ここを地域振興跡地活用といいますか、こういうことがあったんだということを残すのでしたら、遊歩道とか皆が来て歩いてみて、こういうふうになったけど、また森林に再生したんだと。人々が分かるようにしたらもっと人も訪れるようになると思いますか、いかがでしょうか。

事務局： 工藤と申します。お答えいたします。

前回の第49回の協議会で、現場跡地を活用した地域振興ということでご説明させていただいたんですが、その中で、跡地整備工の一環としまして、自然観察歩道、それから草地広場というものを追加整備すると。県民の自然との触れ合いの場ということで活用したいということを提案させていただきました。

この図には、実は計画自体が現場の地形に合わせながら作っていくもので、今の段階で、机上ではここまでしか載せておりません。今、載せているのは管理用道路までしか載せておりません。森林整備エリアの中に細かい通路を更に配置いたします。それが自然観察歩道になるということでございます。

あとは、池の周りとか、左側の方に四角い点線で示された硫化水素処理施設なんですが、この跡地などを利用して、草地広場などを配置したいと考えております。

ただ、今の段階では詳しいところまで計画しておりませんので、これから現場の状況、植樹の配置など、そういうものを決めながら配置していきたいと考えております。

眞家委員： ありがとうございます。そうすると、何か専門家の方と相談しながら、さらにビオトープとして活用するんですか。

事務局： どこまでやれるかは今の段階では申し上げ難いですが、ある程度はそういう形にしていきたいと考えております。

眞家委員： ありがとうございます。

もう1つなんですが、今回は自然再生のところだけの説明ということだったんですが、ちょっとパッと見た感じで、情報発信のところを見ますと、情報発信がウェブアーカイブと資料展示と案内板の設置だけになっておりまして、多分、これだと、例えば、田子の町の方でウェブとか見ない方がいますよね。インターネットとか見ない方にとっては、何をしているんだろう、いつまでかかるんだろう

うと。そういうのがきっと分からないと思いますので、何か例えば、町報とかにこんな感じで進んでいますというのを載せられたら、お婆ちゃんとかも見て「あそこはこうなっているんだね」というのが分かると思いますが。いかがでしょうか。

末永会長： 山本委員、今の段階で何かお考えがあれば。これからの情報発信の仕方などいろいろと。

山本委員： 現在、これまでもそうですが、田子町というのはケーブルテレビがございまして、その中で随時、これまでは搬出状況であるとか、作業状況であるとかは公表していただいております。従って、今後も作業途中について、あるいはさまざまなイベント等々についてもしっかりと町民の方にはケーブルテレビを通じて発信していく。あるいは、月1ぐらいですが、現場の方からもこれからは「現地事務所だより」を出していただいておりますので、そのことから、続けていただけるかどうかは今後ということになるかと思いますが、そのような情報の出し方をしておりまして、大丈夫じゃないかなと思います。

末永会長： ありがとうございます。

ということで、県の方でどこまで本当にできるかどうかというのは、これからいろいろ考えなければいけない。地域振興で何でもかんでもやっても、これはなかなか無理なところもあるし、先ほど、地域振興うんぬんのところに書かれておりましたけども、県以外の実施主体によるうんぬんとあって、どういう主体がどのような形においてここに参画できるか、そういったこともいろいろ踏まえながら議論しなければいけないというようなことです。しかし、先ほどもちょっとありましたが、自然観察歩道等々は、一応計画の中にもありますということですので、その辺、実施主体とそれからどのぐらいまでの整備をもっていくのか、次回以降、十分に検討したいと思います。

それと同時に、今、眞家委員、それから山本委員からありました、その都度、情報発信していく方がよりこういったものに対しては効果的だろうと思います。これは田子町もいろいろ努力していただいていると思いますので、県の方も、あるいはこの協議会でもアドバイスしながら、よりよい情報発信の方法を検討していくということになると思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

宇藤委員： 年度別計画の中で住民植樹祭は平成 26 年度と平成 27 年度になっていて、その他の下刈りとか、植栽地の巡視等は全部企業、企業の森づくり活動ということになっているんですが、この辺、ただ植えるだけではなくて、もう少し、その辺

に携わるというか、植えたのがどういうふうになっているかなとか、そういう視点はどのようになっておりますか。

事務局： 県民植樹祭で植えるエリアにつきましては、その後の管理は、先ほど申しましたが八戸市森林組合さんが現場を借り受けて自主的に現場の植樹、自然再生に取り組みたいということでしたので、その管理は引き続き、森林組合さんをお願いしたいと考えております。

また、企業の森を誘致して森林整備をしていくエリアにつきましては、植樹自体は2年間でやるんですが、その後、3年間に渡って森林組合が面倒を見ていただくということで、5年間は現場の管理、森の管理をやっていくこととなります。

その後、水処理が終わるまでの間、そこは八戸市森林組合さんが自主的に森林の管理をやっていただけるということになっております。

また、実際に企業の森はボランティアで植えに来ていただく、あるいは県民植樹祭で植えに来ていただいた方には、その後も自然観察歩道とか、そういったものを整備していきますので、随時、現場の方に来ていただいて、自分の植えたエリアで木の成長を見ていただけるようには考えております。

末永会長： そういうことで、かなり、ある程度長期的な見通しを持ってやっているみたいなんですが、よろしいですか、今の回答で。

山本委員： 計画断面図、別図2のところですけども、緩やかな傾斜をイメージしているということになっておりますが、客土が50cmということになりますと、雨による流出等々がちょっと心配されるのではないのかなと思っておりまして、例えば、棚田のようなイメージの方が、もしかしたら流出しないのかなということもイメージするんですが、何か客土の流出防止等々につきましてお考えがあるのかどうかというところをちょっとお伺いしたいなと思っております。

事務局： 整備エリアの中に管理用道路を配置しております。それが砂利道になるんですが、水を集中させないということで、この管理用道路の下に地下排水を設けまして、小さい区域毎に水を集めて排水したいと考えています。ある程度、急な箇所も出てきますので、どうしても流れそうな時は、植生ですね、草とかを植えるとか、その辺で考えたいと思っております。

山本委員： 近年になります、時間雨量が例年にないぐらいの雨量が記録されることが多くなりました。そうしますと、浸透よりは表面を削るというような流れが強く

出てくる可能性が最近あるなど思っておりまして、そのことを含めて、後から手を入れると非常にお金もかかりますし、今のうちに考えていただければと思い、今、お話した次第です。よろしく申し上げます。

事務局： 分かりました。

末永会長： 十分にお考えいただいて、昨今の異常気象からして、まさにスコールですから。そういうことも考えてやっていただきたいと。

眞家委員： 森林再生からちょっと話が変わってしまうんですけど。もうこういうふうが決まってしまって私が何か言うのも場違いかなと思うんですが、例えば、桜とか植えて花見の名所にする地区も造るとか。あそこ見晴らしいですよ、凄いと。これをパッと見ると家族の福利厚生と書いてありますし、例えば、植えた木がどのぐらい育ったのか、戻ってきて、自分が植えた桜がどのぐらい大きくなったのかとか。毎年そこに町の人が集まって花見をして、今まで負の財産だったものが少しでも地域の人に役立つ資源になりますよね。ただ戻すだけではなくて、使えるところがあったらそういう福利厚生のある場所にするという方法もありかなと思うんですけども。ご検討いただきたいと。

事務局： 実は、この環境再生計画を検討する段階でいろいろなご提案がございまして、桜を一面に植えて桜の名所にしてはどうかとか、あるいは、栗を植林してはどうかとかいろいろございました。その中で、今回、このような森林整備計画にしましたのは、田子町さんで地元の山、山林の地取りの苗を用意していただいたということがございます。これは、周りの環境、田子町の豊かな自然と同じような森林に再生していきたいという強い願いがございましたので、こういう計画にしております。

森林整備計画の中にいろいろ樹種がございまして、勿論、山桜とか、あるいは山つつじとか、そういった花の咲く樹種もございますので、一面桜というわけではございませんが、季節に応じては花が咲いて、自分が植えた木の成長具合を見に来ることができると考えておりますので、その辺でご理解いただければと思っております。地元の苗を使って自然再生、地元と周りの自然と同じような森林整備をしていくということを一番の目的に考えております。

眞家委員： 地元の要望ということですね。地元の方が1つのところに集まれるという場所があってもいいのかなと思ひまして、意見を言わせていただきました。

末永会長： 自然再生してそこに1つの林なり森なりができれば、そういう憩いの場になるでしょうから、そういう方向で検討していただくと。よろしく申し上げます。

どうでしょうか。今まで全体を通して何かご質問等があれば。

鈴木委員： 資料6-3の県民植樹祭ですが、6月22日に行うということで私も参加したいと思うんですが、2時間とは苗を植えるだけの作業時間だけになってしまうのでしょうか。

事務局： 苗を植える時間が1時間ちょっと掛かると見ております。

鈴木委員： 例えば、その前にレクチャーとかあるんですか。

事務局： 専門家が来ますので、植え方とかその辺をレクチャーしていただいた後にやっていただくと考えています。

鈴木委員： 例えば、この現場ではこういうことがあったんだよ、ここの場所に苗を植えるというのはこういう意味があるんだよとか、そういう何か学習の場としても何か活用できないかなと思ったんですよね。

末永会長： 多分、詳細はこれからもう少し煮詰めると思うので、集合場所とか、どのように移動するかとか、いろいろあると思うので、その辺、詳細が決まったら早めに知らせてください。それでまたご意見があればさらに手直しをしてより良い植樹祭にしてもらえれば。最初の植樹祭で自然再生の大きな第一歩ですから、是非お願いします。当然、マスコミも来ると思いますので、鈴木先生はまた映ってください。よろしく申し上げます。

佐々木委員： すいません。植林の技術の話で出てきたんですけど、イメージとして、本多先生らによる明治神宮の森がありますよね。ああいう感じの100年、200年を考えた植え方という感じがいいのかなと。要はこれだけだと何か分からないので、代表例みたいなものを出していくと分かりいいかなという点でございました。

もう1点なんですが、県民、町民主体になって植林をされるんですよね。生物多様性も条例もできましたし、今後、その植生がどういうふうになっていくか、実際、木と環境、生態系ですね、それが他の地域とリンクしているかというモニタリングが多分必要になってくると思うんです。例えば、そのモニタリングをイベント化していく、自然遊歩道だったり、エリアを限定してどういう植生がある

のかというのを見ていくとか。そういう場にして、なるべく植えっぱなしにしない。一番怖いのは植えっぱなしなんです。植えっぱなしにしていけないために、どういことをやっていくか。例えば、そのためにコンサートをやる、コンサートの益金を、例えばファンドレイジングして森林管理に回すとか。とにかく植えっぱなしにしないで関心をずっと持ってもらう。その成長過程を情報提供の他にイベントとしてやっていくということが、地域活性化にも繋がるかなと思いますので、その点だけもし配慮していただければなということでございました。

以上でございます。

末永会長： その辺、先ほどから申していますが、次回以降、十分に議論したいと思いません。

私もこの間、初めて行きましたけど、なかなか大変なところなんですね。田子町中心部から行っても 30 分ぐらい掛かる。青森市から行けば、片道 3 時間は掛かるというところ。これは、田子町、あの辺の方々が一番積極的に利用していただければいいんですけど、いわゆる本当に山の中にありますので、いろんなことがどのぐらいまでできるかということを考えなければいけないと思いますので、その辺は十分に議論していきたいと思しますので、またその時にご提案ください。よろしくをお願いします。

その他、ご発言いただいていない大西委員あるいは澤口委員いかがですか。よろしいですか。二戸市からいらした欠端さん、何かありますか。

時間がいよいよ無くなってきましたので、さっき鈴木委員からありましたけど植樹祭は 6 月 22 日ということですが、委員を始め多くの方に参加していただけたと思いますので、事務局は他の委員にも情報をお知らせいただきたいと思します。

また、次回以降はさっきから申しますが、地域振興と情報発信、この問題を中心に少し議論していくということになります。今回は、現場を委員の方々に視察していただくということで考えているようですので、まず現場を見て、それから次回の協議会を開催したいと思っております。そういう方向で委員の皆さん方もご了解いただければと思します。

それでは、「その他」の「平成 26 年度の協議会の開催日程」について、事務局の方からご説明いただきたいと思します。

事務局： それでは、資料 7 になります。次回の第 51 回協議会につきましては、9 月に八戸市での開催を予定しております。現場視察を予定しておりますので、午前中に現場視察、午後に八戸市内で協議会という流れになります。

第 52 回協議会は 11 月に青森市での開催ということでご予定しております。

開催月、それから場所、回数については変更となる可能性もありますので、その場合はご了承ください。

以上です。

末永会長：　そういうことで事務局の案が示されましたが、まだ何日ということは決まっておりませんが、日程は委員の皆さん方の一人でも多くの方々が出るように調整していただけたらと思いますので、なるべく早めに決めていただいて、委員の皆さん方にご出席いただくということになるかと思います。

開催場所は、現場を見るということで八戸市になると思いますのでご了承ください。

それでは、全体をとおしまして、もう時間がないんですが、ひとこと言いたいという方、いらっしゃれば。よろしいですか。

なければ、以上で全ての議事を終了したいと思います。事務局の方にマイクをお返しいたします。よろしくお願いいたします。

司会　：　ありがとうございました。

以上をもちまして、第 50 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。